



立 監 第 229 号
令和 8 年 6 月 26 日

立川市長
酒 井 大 史 殿

立川市監査委員 三 輪 秀 子
同 小 沢 恵 太 郎
同 稲 橋 ゆ み 子

令和 8 年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、
同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり報告する。

この監査結果に基づき、またはこの監査結果を参考として、監査の対象に係る措置を
講じたときは、同条第 14 項の規定により、監査委員に通知するものとする。

令和 8（2026）年度

財政援助団体等監査結果報告書

立 川 市 監 査 委 員

目 次

第1 監査の範囲	1
1-1 監査の種類	
1-2 監査の対象等	
1-3 監査の期間	
1-4 監査の方法及び項目	
1-5 提出を求めた資料	
第2 監査対象団体の概要	3
2-1 立川市消防団	3
2-1-1 概要	
2-1-2 補助金等の内容	
2-1-3 組織	
2-1-4 予算執行状況について	
2-2 立川市文化協会	7
2-2-1 概要	
2-2-2 補助金等の内容	
2-2-3 組織	
2-2-4 役員及び職員	
2-2-5 予算執行状況について	
2-3 社会福祉法人西立川児童会館	11
2-3-1 概要	
2-3-2 補助金等の内容	
2-3-3 役員及び職員	
2-3-4 事業実績について	
第3 監査の結果	13
3-1 指摘事項	
3-2 注意事項	
3-3 意見	

第1 監査の範囲

1-1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

1-2 監査の対象等

原則として令和6（2024）年度に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行

対象団体	所管部課
立川市消防団	危機管理対策室防災課
立川市文化協会	文化スポーツ部地域文化課
社会福祉法人西立川児童会館	子ども家庭部子ども育成課

1-3 監査の期間

令和8（2026）年4月1日（水）から同年6月26日（金）まで

1-4 監査の方法及び項目

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、所管部課及び財政援助団体等から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査等、また現地視察や関係職員の説明聴取等を実施した。

（1）所管部課関係

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

（2）財政援助団体等関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

1-5 提出を求めた資料

所管部課

- (1) 補助金等支出の根拠となる要領、要綱等
- (2) 補助金等交付申請書及び添付書類（写）
- (3) 補助金等交付決定通知書及び関係書類（写）
- (4) 補助金等の支出負担行為伺書、支出命令書
- (5) 補助金等実績報告書及び添付書類（写）
- (6) 補助金等（補助対象事業）遂行状況（事業内容、対象経費、使途の適正）を確認した書類及び補助金等の使途の変更を承認した書類
- (7) 補助金等（補助対象事業）の効果を確認した書類

財政援助団体等

- (1) 団体の概要書（設立年月日、所在地、組織図、会員数、事業内容等）
- (2) 規約（会則）等
- (3) 事業計画書、予算書、決算書、実績報告書
- (4) 市補助金等関係書類（令和6（2024）年度補助金等申請書・決定通知書・補助金等請求書・実績報告書等）
- (5) 市補助金等に係る経理関係書類（令和6（2024）年度収支決算に係る帳簿、預金通帳の写し）

第2 監査対象団体の概要

2-1 立川市消防団

2-1-1 概要

- (1) 団本部所在地 立川市泉町 1156 番地の9
- (2) 団長 宿谷 豊
- (3) 目的 消防署と連携を図り、市民の生命・財産を守ることを任務としている。
- (4) 事業

立川市消防団は、消防組織法に基づき設置された消防機関であり、市長の任命による団長のもと運営される。団員は市内に在住、在勤、又は在学する18歳以上の者で構成され、令和8（2026）年4月時点の団員は161名であり（機能別分団を除く）、身分は非常勤特別職の地方公務員となる。主な活動は、火災時の消火活動、水害時の水防活動、災害予防の広報、避難誘導、訓練及び消防署との連携などであり、地域防災の中核的役割を担っている。

(5) 設立の経緯

昭和22（1947）年12月23日「消防組織法」、昭和23（1948）年7月24日「消防組織法の一部を改正する法律」の施行により、旧立川市及び旧砂川町に各消防団が設立される。

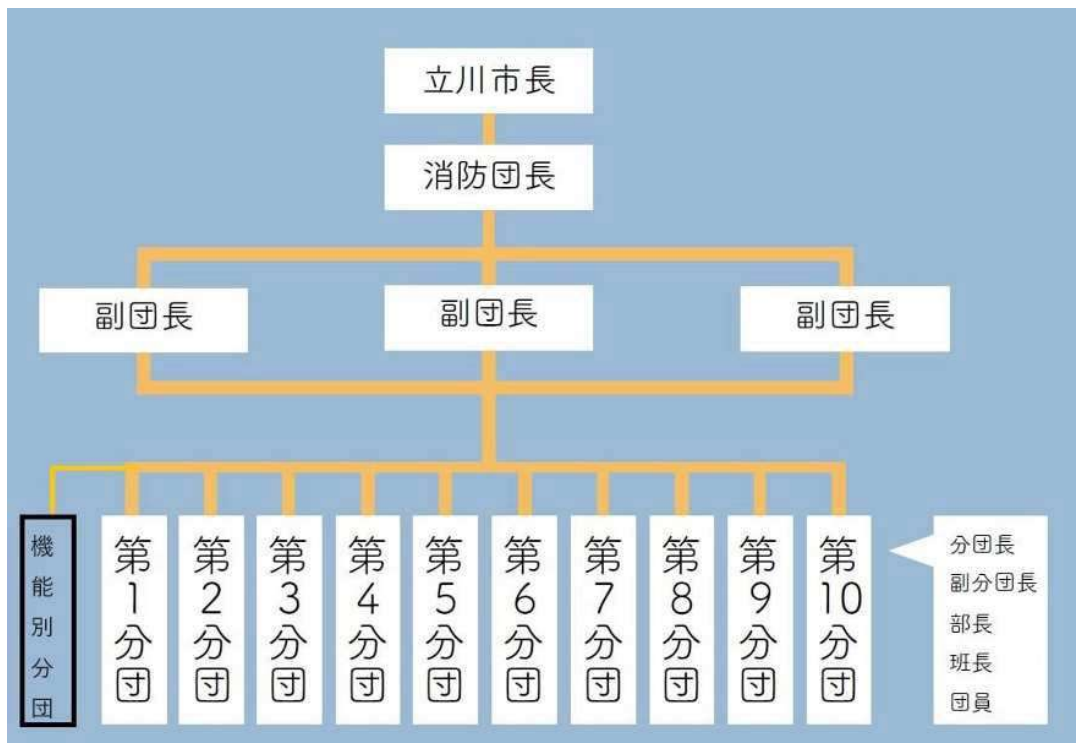
昭和23（1948）年12月31日 旧立川市消防団解散

昭和38（1963）年 旧立川市と旧砂川町の合併により、現体制の立川市消防団が編成される。

2-1-2 補助金等の内容

補助金等名	金 額	根拠法令等
消防団運営交付金	3,753,000円	立川市消防団運営交付金交付要綱 （目的）消防団の活動の強化及び円滑化を図ること
消防団員互助会運営補助金	758,400円	立川市消防団員互助会運営補助金交付要綱 （目的）互助会が会員相互の親睦と福利の増進及び厚生を図ること

2-1-3 組織



機能別分団
機能別消防団員は、東京医療保健大学立川看護学部の学生で構成されている。

各分団詰所一覧

分団	所在地	分団	所在地
第一分団	西砂町三丁目 68 番地の 3	第六分団	柏町三丁目 40 番地の 9
第二分団	西砂町一丁目 60 番地の 6	第七分団	栄町二丁目 41 番地の 5
第三分団	一番町三丁目 6 番地の 13	第八分団	幸町二丁目 39 番地の 7
第四分団	上砂町三丁目 61 番地の 6	第九分団	幸町三丁目 33 番地の 7
第五分団	砂川町四丁目 19 番地の 13	第十分団	若葉町二丁目 9 番地の 32

2-1-4 予算執行状況について

令和 6（2024）年度消防団運営費の収入支出は、5 頁のとおりである。
また、令和 6（2024）年度消防団員互助会運営費の収入支出は、6 頁のとおりである。

令和6年度消防団運営費の収入支出
(単位:円)

	収入		小計	支出
本部	運営交付金	333,000	579,353	500,664
	繰越金	246,228		
	雑入	125		
第1分団	運営交付金	358,000	359,490	347,487
	繰越金	1,490		
	雑入	0		
第2分団	運営交付金	328,000	328,394	327,113
	繰越金	394		
	雑入	0		
第3分団	運営交付金	328,000	328,631	317,800
	繰越金	631		
	雑入	0		
第4分団	運営交付金	358,000	358,497	357,193
	繰越金	497		
	雑入	0		
第5分団	運営交付金	358,000	358,691	358,639
	繰越金	691		
	雑入	0		
第6分団	運営交付金	358,000	358,013	357,970
	繰越金	13		
	雑入	0		
第7分団	運営交付金	298,000	298,253	278,831
	繰越金	253		
	雑入	0		
第8分団	運営交付金	338,000	338,253	337,762
	繰越金	253		
	雑入	0		
第9分団	運営交付金	308,000	310,936	309,996
	繰越金	2,930		
	雑入	6		
第10分団	運営交付金	388,000	393,139	387,753
	繰越金	5,015		
	雑入	124		
合計	運営交付金	3,753,000	4,011,650	3,881,208
	繰越金	258,395		
	雑入	255		

令和6年度消防団員互助会運営費の収入支出

科 目	収入額	備 考
会 費	758,000	
交 付 金	758,400	
繰 越 金	1,601,004	
雑 収 入	970	預金利子
計	3,118,374	

科 目	支出額	備 考
総 務 費	540	
会 議 費	0	
事 務 費	540	
報 償 費	410,000	
退会記念品費	330,000	8 人
見 舞 金	0	
弔 慰 金	80,000	4 人
事 業 費	1,044,912	
家族慰安会費	910,000	
レクリエーション等	47,235	
訓練費	87,677	
予 備 費	0	
計	1,455,452	次年度繰越 (収入額－支出額) 1,662,922

2-2 立川市文化協会

2-2-1 概要

(1) 事務局所在地 立川市錦町三丁目3番20号

(2) 会長 堀江 けんいち

(3) 目的

立川市文化協会は、立川市の文化団体相互の連携を図り、市民の文化活動を振興し、豊かな文化生活に寄与することをもって目的とする。

(4) 事業

立川市文化協会は、市内の地域文化会と各種文化団体（以下、「各文化団体」という。）で構成される総合文化団体であり、市民の文化活動を振興し、豊かな文化生活に寄与するため、「より広く・より高く」をテーマとして活動を展開している。

ア 市民の文化活動振興のため、その基本方針の審議

イ 文化に関する調査研究、文章、図書、刊行物等の発行及び宣伝、啓発奨励

ウ 市民文化祭、研修会その他文化に関する各種事業の実施

エ 加盟団体の強化発展及び相互の連絡協調の推進

オ 文化に関し市その他の機関に対し、意見を述べ又はその施策への協力

カ 文化振興に寄与したものの表彰

キ その他本会の目的達成に必要な事項

(5) 設立の経緯

昭和33（1958）年 団体の前身である「立川市文化連盟」が発足

平成2（1990）年12月1日 「立川市文化連盟」と「立川市地域文化会連絡会」が統合し、現在の立川市文化協会が発足

2-2-2 補助金等の内容

補助金等名	金 額	根拠法令等
市民文化祭事業交付金	7,700,000円	立川市市民文化祭事業交付金交付要綱 （目的）立川市文化芸術のまちづくり 条例に基づき、市民の文化芸術活動を 振興するために市民文化祭事業を実施 すること

2-2-3 組織（令和6（2024）年4月1日現在）

地域文化会12団体、各種文化団体22団体

地域文化会

	団体名		団体名
1	富士見町文化会	7	栄町文化会
2	柴崎町文化会	8	若葉町文化会
3	錦町文化会	9	幸町地区文化会
4	羽衣町文化会	10	柏町地区文化会
5	曙町文化会	11	砂川文化会
6	高松町文化会	12	西砂川地区文化会

各種文化団体

	団体名		団体名		団体名
1	立川市三曲連盟	9	立川市合唱連盟	17	立川菊花愛好会
2	立川謡曲会	10	立川おはやし保存会	18	立川盆栽会
3	立川市日本舞踊連盟	11	立川市吟剣詩舞連盟	19	立川書道連盟
4	立川市吹奏楽団	12	立川市民踊舞踊連合会	20	立川市連合水墨画会
5	立川市洋舞連盟	13	立川市カラオケ連盟	21	立川市茶道連盟
6	立川市ギター倶楽部	14	立川落語会	22	立川市華連盟
7	立川市奇術愛好会	15	立川フラ・ハワイアン連盟		
8	立川市管弦楽団	16	沖縄文化芸能研究会		

2-2-4 役員及び職員

会長、副会長、監事、会計、事務局長 ほか

2-2-5 予算執行状況について

令和6（2024）年度の交付金の決算報告は、9頁、10頁のとおりである。

令和 6 年度 特別会計決算報告

収入の部

科目	内容	R06 年度予算	R06 年度決算	摘要	
				主管団体	立川市文化協会
交付金	市民文化祭事業交付金 一般会計より繰入れ	7,700,000	7,700,000	5,030,434	2,669,566

支出の部

フェスティバル(展示・公演)

科目	内容	R06 年度予算	R06 年度決算	団体負担金	経費総額
賃金	職員報酬 1 年	700,000	700,000	0	700,000
報償費	謝礼	80,000	65,736	0	65,736
需用費	印刷・衛生費・消耗品	800,000	1,169,225	0	1,169,225
役務費	通信運搬・手数料	66,500	87,521	0	87,521
委託料	舞台施設 音響操作 展示 設営	363,500	346,300	0	346,300
使用料および賃借料	会場費・付属設備・駐車料	1,860,000	300,784	0	300,784
原材料費	文化祭会場施設に係る材料	0	0	0	0
食糧費	フェス実行委員当日の弁 当・お茶(一般会計から)	0	0	100,859	100,859
小計_フェスティバル		3,870,000	2,669,566	100,859	2,770,425

地域文化祭費

団体名	文化祭名称	R06 年度予算	R06 年度決算	団体負担金	経費総額
富士見町文化会	別掲	160,000	160,000	67,275	227,275
柴崎町文化会	別掲	160,000	160,000	94,959	254,959
錦町文化会	別掲	160,000	160,000	0	160,000
羽衣町文化会	別掲	160,000	160,000	14,893	174,893
曙町文化会	別掲	140,000	160,000	19,425	179,425
高松町文化会	別掲	140,000	140,000	64,876	204,876
栄町文化会	別掲	160,000	160,000	95,650	255,650
若葉町文化会	別掲	160,000	140,000	391	140,391
幸町地区文化会	別掲	160,000	160,000	14,395	174,395
柏町地区文化会	別掲	160,000	160,000	178,377	338,377
砂川文化会	別掲	160,000	160,000	0	160,000
西砂川地区文化会	別掲	160,000	160,000	0	160,000
小計_A		1,880,000	1,880,000	550,241	2,430,241

各種文化団体 公演費

団体名	文化祭名称	R06 年度予算	R06 年度決算	団体負担金	経費総額
立川市三曲連盟	別掲	80,000	111,920	44,497	156,417
立川謡曲会	別掲	80,000	80,000	58,000	138,000
立川市日本舞踊連盟	別掲	60,000	60,000	0	60,000
立川市吹奏楽団	別掲	70,000	288,302	945,486	1,233,788
立川洋舞連盟	別掲	90,000	248,813	644,503	893,316
立川市ギター倶楽部	別掲	80,000	112,865	160,740	273,605
立川市奇術愛好会	別掲	80,000	80,000	99,083	179,083
立川管弦楽団	別掲	70,000	242,470	444,078	686,548
立川市合唱連盟	別掲	80,000	224,130	274,584	498,714
立川おはやし保存会	別掲	120,000	162,875	60,740	223,615
立川市吟剣詩舞連盟	別掲	90,000	90,000	0	90,000
立川市民踊舞踊連合会	別掲	100,000	190,580	185,034	375,614
立川市カラオケ連盟	別掲	100,000	259,653	92,094	351,747
立川落語会	別掲	60,000	60,000	22,830	82,830
立川フラ・ハワイアン連盟	別掲	100,000	253,265	136,877	390,142
沖縄文化芸能研究会		80,000	80,000	1,720	81,720
小計_B		1,340,000	2,544,873	3,170,266	5,715,139

各種文化団体 展示・催物費

団体名	文化祭名称	R06 年度予算	R06 年度決算	団体負担金	経費総額
立川菊花愛好会	別掲	200,000	200,000	63,216	263,216
立川盆栽会	別掲	100,000	100,000	16,175	116,175
立川書道連盟	別掲	80,000	135,561	293,000	428,561
立川市連合水墨画会	別掲	60,000	0	0	0
立川市茶道連盟	別掲	70,000	70,000	190,272	260,272
立川市華連盟	別掲	100,000	100,000	158,599	258,599
小計_C		610,000	605,561	721,262	1,326,823

団体名	文化祭名称	R06 年度予算	R06 年度決算	団体負担金	経費総額
立川市文化協会	小計_フェスティバル	3,870,000	2,669,566	100,859	2,770,425
地域文化会・各種文化団体	小計_A+B+C	3,830,000	5,030,434	4,441,769	9,472,203
支出総合計		7,700,000	7,700,000	4,542,628	12,242,628

2-3 社会福祉法人西立川児童会館

2-3-1 概要

(1) 事務局所在地 立川市富士見町一丁目 23 番 6 号

(2) 理事長 飯塚 勇

(3) 目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

(4) 事業

西立川児童会館は、いつでも誰でも自由に遊べる社会福祉法人の児童会館であり、スポーツや工作、料理など様々な行事を実施し、地域の子育て、子育て拠点施設として、児童会館の管理・運営を行う。

(5) 設立の経緯

昭和 24 (1949) 年 5 月 有志により自治会組織をつくり、富士塚公園を開設

昭和 30 (1955) 年 3 月 有志による、西立川児童会館の落成

昭和 44 (1969) 年 8 月 社会福祉法人西立川児童会館の設立認可

2-3-2 補助金等の内容

補助金等名	金 額	根拠法令等
私立児童館運営補助金	8,955,000円	立川市私立児童館運営補助金交付要綱 (目的) 児童を取り巻く環境の変化を踏まえ、市内において地域の特性を生かした児童健全育成活動を推進すること

2-3-3 役員及び職員

理事長、理事、監事、職員ほか

2-3-4 事業実績について

(1) 予算執行状況について

令和 6 (2024) 年度の収支決算書は、12 頁のとおりである。

(2) 事業報告

館内事業 工作、駄菓子屋イベント、クッキング、スポーツ大会、カードバトル大会、季節行事、合同避難訓練、運動遊び、本の読み聞かせ、会館まつり、児童館フェスティバル、子育てひろばの出前ひろば、育児相談 など

館外遠足 藤子・F・不二雄ミュージアム

令和6年度 収支決算書

施設名：西立川児童会館

収 入 (単位：円)				支 出 (単位：円)			
経 費	予算額	決算額	備 考	経 費	予算額	決算額	備 考
補助金収入	8,955,000	8,955,000		人件費支出	5,930,645	5,588,764	
立川市補助金	8,955,000	8,955,000		職員給料支出	3,148,600	3,259,033	職員 1 名
				職員賞与支出	843,045	886,000	職員 1 名
寄附金収入	1,050,000	1130,000		非常勤職員給与支出	1,000,000	536,744	非常勤職員
自治会補助	400,000	400,000	五月会				アルバイト含む
後援会	650,000	730,000	富士塚会等	退職給付支出	240,000	240,000	
				法定福利費支出	650,000	625,299	
				職員諸手当支出	49,000	41,688	交通費（非常勤含む）
受取利息配当	0	3,241	利息	事業費支出	544,355	508,257	
金収入				教材費支出	90,000	79,475	学習教材等
その他収入	70,000	102,736		水道光熱費支出	280,000	171,365	電気水道ガス代
行事参加収入	70,000	102,736	行事参加費	行事経費支出	174,355	257,417	行事材料費他・行事開 催時等
雑収入	0	26,000		事務費支出	3,600,000	3,845,774	
雑収入	0	26,000	研修講師費	福利厚生費支出	6,000	5,282	健診・検便等
				旅費交通費支出	30,000	27,538	行事実路交通費その他
				研修研究費支出	22,000	16,000	旅費等（下見交通費）
				事務消耗品費支出	150,000	104,792	用紙文具事務用品の物品
				印刷製本費支出	3,000	3,250	おたよりその他
				修繕費支出	118,000	218,300	エレベーター保守等
				通信運搬費支出	30,000	30,587	電話・郵便料等
				会議費支出	3,000	3,698	理事会・評議会
				手数料支出	120,000	157,535	会計事務手数料
				保険料支出	130,000	133,512	傷害保険
				土地・建物賃借料	2,935,000	3,093,480	地代
				支出			
				租税公課支出	3,000	1,800	印紙代
				積立資産支出	50,000	50,000	
合 計	10,075,000	10,216,977		合 計	10,075,000	9,942,795	

※収支差額 274,182 円次年度に繰越します。

第3 監査の結果

令和6（2024）年度の補助対象事業に係る出納その他の事務について、前記の方法により監査した限りにおいて、財政援助の目的に沿って適正かつ効率的に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が見受けられた。適切な対応を検討し、適正な事務の執行を求める。

なお、下記の「指摘事項」とは是正、改善を必要とするもの、「注意事項」は、速やかに是正できる軽微な誤り、「意見」は事業執行にあたっての留意事項や改善の検討を要望するものである。

3-1 指摘事項

（立川市文化協会）

- 1 文化協会事務局員に対し、雇用条件、支払基準、税務上の取扱いなどが明確化されておらず、不適切な状態であった。
- 2 年度末に、交付金の管理に使用している預金口座の残高は0円となっていたが、精算金の具体的な用途について確認できなかった。
- 3 各文化団体の決算報告書において、交付対象と認められない食糧費の計上、正当な領収書のない支払い、交付金と団体負担金に経費の二重計上などの不備があったが、それらに対し確認や修正の指導がされていなかった。
- 4 総会資料の決算報告と、文化協会から提出された明細資料に複数の項目で金額の不一致があった。

3-2 注意事項

（立川市消防団）

- 1 消防団員互助会運営補助金交付要綱に規定されている互助会運営事業実績報告書（第4号様式）が提出されていなかった。
- 2 消防団員互助会定例総会で提出された令和6（2024）年度収入支出決算書に記入欄の誤りがあった。

（社会福祉法人西立川児童会館）

- 1 立川市私立児童館運営補助金交付要綱に、すでに廃止された要綱名が記載されていた。
- 2 土地の賃貸借契約書について、支払方法など契約書に記載されている内容と現状の取り扱いに一部相違があった。

3-3 意見

所管部課は各団体と連携し、それぞれの団体の特性を生かしつつ、事業の目的を果たせるよう、適切な指導・監督を行われたい。各団体においては、交付金及び補助金等は公金であることを踏まえ、公平性と透明性を意識し、出納関係帳票等の整備、記帳の管理にあたっては、定期的な確認・照合などの適切な事務処理に努められたい。

立川市消防団は、指摘事項はなく、補助対象事業に係る出納についておおむね適正に処理されていた。

消防団員互助会の運営は、団員の会費と補助金のそれぞれが同額の負担で行われているが、運営費に多くの残金が発生し、翌年度への繰越を継続している。互助会においては、世代間の負担の不均衡を防ぐためにも会費や補助金はその年度の会員サービスに充て、残金は端数及び少額の予備費等となることが望ましい。福利厚生は、消防団活動に協力する家族も対象に含まれると考えられるため、時代にあった福利厚生メニューにより繰越金を順次適切に団員、家族に還元されたい。

消防団運営交付金については、迅速な対応のため、やむを得ず、個人所有のクレジットカードによる支払いがあったが、昨今、支払い時に現金を使用できずキャッシュレス決済を求められる事例があるため、消防団管理の口座でのキャッシュレス決済の対応策について検討されたい。

日頃の地道な訓練や、日夜を問わず火災の現場に真っ先に駆けつける消防団の活動に感謝するとともに、課題の消防団員確保への取り組みを継続されながら、地域の安全の要としての活躍を期待する。

立川市文化協会への指摘事項については、所管部課は、適正な交付金の出納処理となるよう、文化協会や各文化団体に対し、丁寧に実務上の指導と確認をされたい。

また、たましん RISURU ホール 2 階事務室の文化協会用スペースが有効に活用されていないため、その必要性を協議し、事務室を有効に活用されたい。

文化芸術活動は、市民の心の豊かさや社会的なつながりを育む力があるため、各文化団体の活動については、その自主性を尊重しつつも、交付金の活用にあたっては透明性と正確さに特に留意されたい。

市民の誰もが主体的に参加できる地域社会に根差した文化芸術活動が円滑に行われるよう、市民文化祭を共催する立川市地域文化振興財団の協力を得るなど、適切な事務処理について、早急に対応策の検討と実施を求める。

社会福祉法人西立川児童会館は、指摘事項はなく、補助対象事業に係る出納についておおむね適正に処理されていた。

西立川児童会館の土地は、自己所有ではないことから、30 年契約で土地の賃貸借契約を締結しているが、契約書に記載されている内容と現状の取り扱いに一部相違があることから、地主と確認を行い、必要に応じて書面による手続きを適切に行われたい。また契約締結から約 25 年が経過し、令和 12（2030）年に更新時期を迎えることから、今後の事業継続について長期的な見通しを持って確認を行い、契約更新時に必要となる資金調達や、各種積立金等について法人内で協議し、適切に対応されたい。

また、社会福祉法に定める指導監査は、3 年ごとに本市の福祉部福祉総務課が実施しており、改善すべき指摘事項はなかったものの、本市及び法人のいずれもその指摘事項がないという結果等を公表していない。保護者や利用者の安心感の向上のため、指導監査結果の公表について検討されたい。

今後も、市内唯一の民間の児童会館として、地域住民が地域の子どもを見守るアットホームさなど、その良さを存分に発揮し、公立児童館と連携しながら、自宅、学校とは異なる居心地のよい第三の居場所としての役割を担うことを期待する。